

「使用料・手数料の基本方針」
(改訂版)

平成25年10月
東村山市

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1. 使用料・手数料の基本的な考え方	・・・・・・・・・・	1
(1) 使用料・手数料	・・・・・・・・・・	1
(2) 受益者負担の原則	・・・・・・・・・・	2
①負担の公平性		
②受益者負担と税負担		
(3) 算定方法の明確化	・・・・・・・・・・	2
(4) 定期的な見直し	・・・・・・・・・・	2
2. 原価算定の基本ルール	・・・・・・・・・・	3
(1) 原価に含める対象経費		
①人件費		
②物件費		
③建物建設費（減価償却費）		
(2) 統一的な算定方法	・・・・・・・・・・	4
①施設使用料		
②事務手数料		
③その他		
(3) 受益者負担割合（性質別負担割合）	・・・・・・・・・・	5
①サービスの性質と施設の分類		
②施設性質別による受益者負担割合		
(4) 市外利用者料金の取り扱い	・・・・・・・・・・	7
(5) 土日料金の取り扱い		
(6) 激変緩和措置		
3. 施設使用料減免の考え方	・・・・・・・・・・	8
(1) 使用料免除の基本原則		
(2) 使用料免除の事由		

はじめに

これまで東村山市では、使用料・手数料について「使用料・手数料の概念と基本的な考え方」のもと2年に1回の定期的な全体見直しを行ってきましたが、平成9年使用料等審議会の答申の中で、「公費負担のあり方等を総合的に考慮しながら、消費的可変的経費を根拠とする当市の現行使用料の原則的な考え方の是非を整理、見直しを行って、使用料等の算定方式についても検討していくことが必要と考える」との指摘を受けて、使用料等における「受益者負担の適正化」について検討してきました。

検討の結果、平成17年8月「新たな受益者負担のあり方に基づく、使用料・手数料の基本方針」を使用料等審議会に諮問し、平成17年10月21日に答申を得て、「使用料・手数料の基本方針」（以下「基本方針」とします。）を定めました。

この「基本方針」は、作成より既に7年を経過しており今日の社会経済状況の変化に対応できるよう、あらたな検討を加えて改めて考え方の整理を行い、平成25年6月に使用料等審議会に諮問し、同年8月に答申が得られましたので、その答申を受けて本基本方針（改訂版）（案）を作成しました。

また、同年9月にはパブリックコメント（意見公募）を行い、いただいたご意見を踏まえ「使用料・手数料の基本方針（改訂版）」といたしました。

1. 使用料・手数料の基本的な考え方

（1）使用料・手数料

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対して徴収されるもの（地方自治法第225条）ですが、主なものとしては、公共用財産として市民の方が利用できる集会施設や公民館、体育施設、駐輪場施設などがあります。

また、手数料は、特定の者に提供される役務についてその対価として徴収されるもの（同法第227条）で、主なものとしては、住民票の写しなどの各種証明書などがあります。

(2) 受益者負担の原則

①負担の公平性

使用料・手数料にかかる施設の管理運営やその事務にかかる費用は大部分が税で負担されていますが、施設や各種証明などを利用しない人の税も多く含まれていますので、利用する人との不公平を解消するためには、利用する人に、応分の負担をしていただく「受益者負担」により、利用しない人との「負担の公平性」を図る必要があるものと考えています。

②受益者負担と税負担

受益者負担は、施設やサービスを利用する人が応分の負担をすることですが、かかる費用すべてを受益者負担でまかなうことは困難です。そのため、施設使用料については、市の公共施設の設置目的や、その施設の性質に合わせ、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを定めて、利用者に負担していただくという考え方を原則としています。

(3) 算定方法の明確化

使用料・手数料の設定につきましては、各施設使用料や各手数料ごとに異なる考え方ではなく、「受益者負担」と「負担の公平性」を原則とする統一的な考え方により、受益者負担と税負担の適正化が図れるよう、算定方法を明確にすることが必要です。そのため、使用料・手数料はそれぞれにかかる原価をもとに算定します。

(4) 定期的な見直し

使用料・手数料全体の見直しについては、原価が社会経済状況等により変動する推移を過去3年間の平均数値を基に算定することから、原則として3年ごとに行います。原価となるコスト削減には引き続き内部努力に努めることとします。

2. 原価算定の基本ルール

使用料・手数料は、基本的には次の算定式により算定します。

- 施設使用料は原価×負担割合＝使用料
(原価には、人件費＋物件費＋減価償却費を含めます)
- 事務手数料は1件にかかる人件費＋物件費

ただし、手数料は、区市町村で行う事務には共通性があることから、他市との均衡を考慮します。その他特別に算定方法を定める必要があるものは別途、算定式を定めます。

(1) 原価に含める対象経費

①人件費

原価に含める人件費については、「税金により負担しているのに更に使用料に含むのは二重取りではないか」という意見もありますが、しかし、原価に含める人件費が、施設利用者のための経費のみであれば、施設を利用される方が一定の負担をすることにより、その他の人件費は他の事業に配分されるので二重取りとはならないと考えます。特に、施設の管理運営などを業務委託している場合は、委託料の中に人件費が含まれていることなどからも、原価に人件費を算入することについて不合理ではないと考えます。なお、施設の維持管理、貸出業務および事務手数料などにかかる人件費は、東村山市の職員の年間平均給与額に基づき、その業務に携わる従事職員割合（人数）とその業務にかかる時間をかけた数値を用いています。

②物件費

使用料算定の基礎となる費用の範囲は、事務執行に直接必要となる報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料等を対象経費とします。

③建物建設費（減価償却費）

施設の設置に際しては土地（用地取得費など）と建物建設費があります。建物は償却していくもので、使用する資産としての価値は一定の年数を経過すると滅失するため、減価償却費の当該年度分を経費として含めます。減価償却額は建設費から国・都からの補助金等を除き、施設の耐用年数に対応する減価償却率を用いて定額法により算出します。

特に、今後、施設の老朽化などによる大規模修繕や大規模改修工事などより建物の保全、維持のほか、建替えなどに要するコストに関しても、将来にわたり長期的な負担の公平性が求められると考えます。

土地については、借地である場合は賃借料として原価に算定します。

（２）統一的な算定方法

①施設使用料

施設使用料は、基本的には1㎡当たりの1時間単位の原価を計算し、貸出面積と貸出時間に応じた原価を基に使用料を算出します。ただし、設置目的が同じ施設は、その施設全体の平均コストとします。

《基本的な算定式》

$$\text{使用料} = (\text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{総面積} \\ \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

②事務手数料

事務手数料については、平均的な処理時間を基に1件当たりの人件費、物件費を算出します。

《基本的な算定式》

$$\text{手数料} = 1 \text{ 件当たりの人件費} \times \text{処理時間} + 1 \text{ 件当たりの物件費}$$

③その他

屋外施設（運動公園グラウンド、少年野球場、テニスコート、プール、市民農園等）の使用料については、各施設の維持管理に係る経費（人件費含む）、利用可能人数、利用可能時間、貸出面積などを基に算出します。また、各種証明事務手数料以外で、特殊な手数料については、要する費用から特定財源等を差し引いて、年間処理件数を基に算出します。

（3）受益者負担割合（性質別負担割合）

受益者負担といっても、税で負担する部分も必要です。その公費負担と受益者負担をどのように考えるのかという点については、その施設の設置目的やサービスの性質に合わせ、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを定め負担するという原則とします。

各施設のサービスの性質の整理には様々な手法がありますが、当市では4つの事業領域を基準として施設のサービスを性質別に分類し、負担割合を設定しました。

①サービスの性質と施設の分類

（ア）サービスの性質が非市場的（公益的）か市場的（私益的）かによる分類

※社会性の強さによって判断する

- i. 非市場的サービス（民間では提供されにくく、主として行政が提供する）
- ii. 市場的サービス（民間でも提供できる）

（イ）サービスの性質が基礎的か選択的かによる分類

※日常生活を営む上での必要性で判断する

- i. 基礎的サービス（ほとんどの市民に必要とされる）
- ii. 選択的サービス（特定の市民に必要とされる）

これらを組み合わせると、以下4つの分類に分けることができます。

- I. 非市場的・基礎的サービス
- II. 非市場的・選択的サービス
- III. 市場的・基礎的サービス
- IV. 市場的・選択的サービス

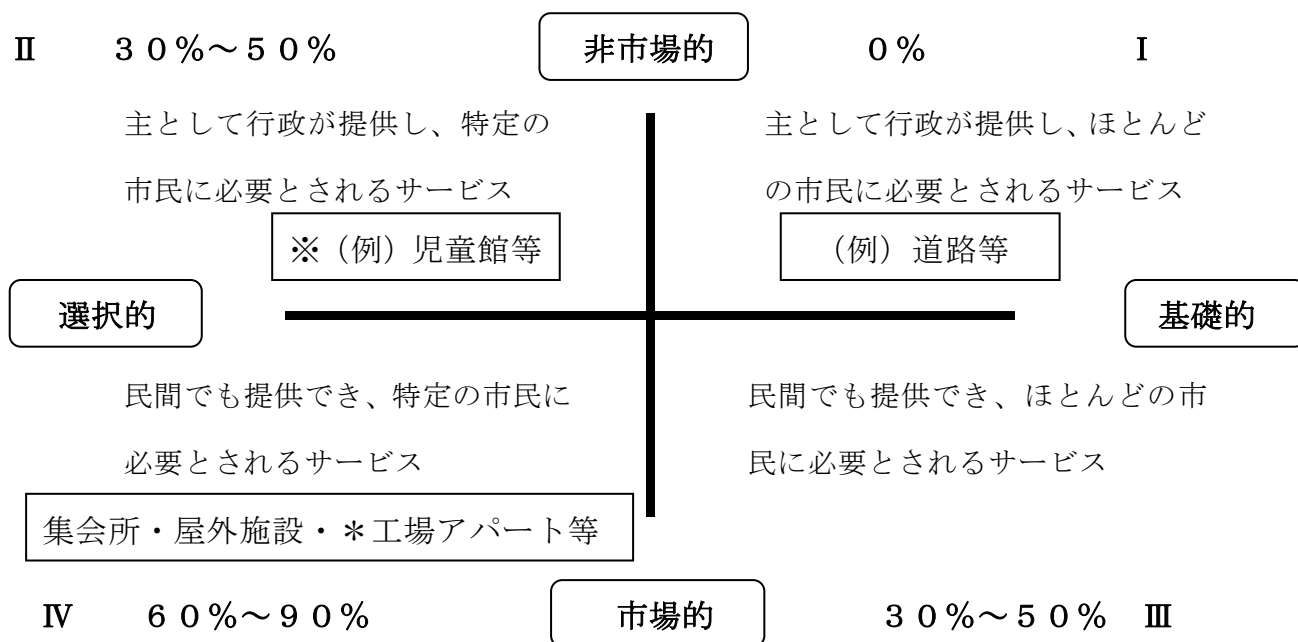
②施設性質別による受益者負担割合

この分類を基に、負担割合を設定し、各施設ごとの負担割合を判断します。

- | | |
|------------------|------------|
| I. 非市場的・基礎的サービス | 受益者負担割合 0% |
| II. 非市場的・選択的サービス | 30%～50% |
| III. 市場的・基礎的サービス | 30%～50% |
| IV. 市場的・選択的サービス | 60%～80% |

*ただし、極めて市場的で民間施設と同様に考えられる施設は90%とします。

受益者負担割合（性質別負担割合）



※注 児童館等の使用料については、別に定める法・基準に基づいています。

(4) 市外利用者料金の取り扱い

市の施設は市民の財産であり、公費負担も行い運営されている公共施設の利用にあっては負担の公平性からも、市外利用者との料金格差等が考えられます。

しかし、施設の有効活用、利用促進を考えると、利用者間にあっては広域化する社会活動の場が必要でもあり、市民においても他地域の公共施設を利用する可能性もあることから、市外利用者の利用を制限しないこととを考えます。市内利用者を優先する方法としては、施設利用予約上の優先など他にもあることから、新たな市外料金など別途料金を設けないこととします。

ただし、従前より市外利用者料金を設けている施設においては、現行どおりの扱いとします。

(5) 土日料金の取り扱い

施設を利用にあって、土曜日曜に利用が集中する場合は、平日料金との格差を設定し、利用の均等化を図ることも考えられますが、現状は、特定の曜日に競合性が発生していないことから利用者の不利益要因が見当たらないので、別途料金を設けないこととします。

ただし、従前より施設の設置目的によって土日料金を設けている施設においては、現行どおりの扱いとします。

(6) 激変緩和措置

使用料・手数料を算定した場合、その結果が現行の額と大きく変わる可能性もありますが、この場合、市では利用者への過度な負担とならないよう、一定の上限を定めるなど激変緩和措置を経過的に講じることとします。現在、算定額の概ね1.5倍までを上限額としています。

3. 施設使用料減免の考え方

(1) 使用料免除の基本原則

受益者負担の考えは、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が図られるということであり、このことを徹底していくことが第一であると考えますが、特別な場合として免除とする必要性もあるので、原則として以下の5項目としています。

1. 法令に基づいて使用するとき。
2. 市、国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に使用するとき。
3. 市内の公共的団体が、市又は教育委員会の後援を受けた事業、行事に使用するとき。
4. 社会福祉協議会が使用するとき。
5. 市長(教育委員会)が特別の事由があると認めたとき。

ただし、白州山の家など青少年の健全な育成を図ることを目的とする施設を利用する中学生以下の使用者については、減額措置の方法を取ります。また、施設の設定目的から使用者、使用目的が限定されている施設（憩いの家、美住リサイクルショップなど）の使用料については、各施設条例で定めるとおりとします。

(2) 使用料免除の事由

施設は、市又は教育委員会が公務や行事で使用する以外に、市内の公共的な団体が市や教育委員会からの後援を受けて行う事業や行事で使用することがあります。また、後援事業もしくは行事が市や教育委員会の施策目的に沿った活動内容で使用する場合もあるので、これらは、関係所管課での手続きを経て「免除」の対象と考えます。この場合の免除の対象は「団体」ではなく、「市の施策に沿った事業内容」であり、後援の手続きを行い、審査を経て認められる活動や事業となります。公共的な活動を行う市民活動の促進を市や教育委員会が支援するものとしします。

「使用料・手数料の基本方針」

(改訂版)

策 定 平成17年10月

改 訂 平成25年10月

東村山市経営政策部企画政策課

189-8501 東村山市本町1-2-3

電話 042-393-5111 内線 2213~2215